（音声信号）

第五条　音声信号の最高周波数は、一五、〇〇〇Hzとする。

2　音声信号は、五〇マイクロ秒の時定数を有するインピーダンス周波数特性の回路によりプレエンファシスを行うものとする。

（ステレオホニック放送）

第六条　ステレオホニック放送を行う場合にあっては、前二条の規定によるほか、次のとおりとする。

一　副搬送波の変調の型式は、振幅変調とし、当該副搬送波は、抑圧するものとする。

二　左側信号又は右側信号の入力端子に信号を加えた場合の主チャネル信号による主搬送波の周波数偏移及び副チャネル信号による主搬送波の周波数偏移は、同一の値とし、かつ、その最大値が第四条第二項に規定する最大周波数偏移の四五パーセントとする。

三　パイロット信号による主搬送波の周波数偏移は、第四条第二項に規定する最大周波数偏移の一〇パーセントとする。

四　パイロット信号の周波数は一九kHz、副搬送波の周波数は三八kHzとし、パイロット信号の周波数と副搬送波の周波数とは、相互に低調波と高調波の関係にあるものとする。

五　副搬送波は、パイロット信号が時間軸と交わるとき、同時に正傾斜で時間軸と交わるものとする。

（準用規定）

第七条　超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十九号）第三条から第八条までの規定は、地上基幹放送局を用いて行う超短波放送の補完放送について準用する。

第三章　衛星基幹放送局を用いて行う超短波放送

（適用の範囲）

第八条　この章の規定は、衛星基幹放送局を用いて行う超短波放送に適用があるものとする。

（周波数帯幅等）

第九条　使用する周波数帯幅は、二七MHzとする。

2　搬送波の周波数は、周波数帯幅の中央の周波数とする。

（搬送波の変調）

第十条　搬送波の変調の型式は、周波数変調とし、当該搬送波は、別図第二号に示す回路によって変調するものとする。

2　搬送波を変調する信号は、別図第三号に示す回路によって符号化された二軸の二値の符号系列とする。

3　別図第三号に示す回路に入力される信号は、別図第四号に示す回路によって非周期化された二値の符号系列とする。

4　搬送波を変調する各軸の信号の伝送速度は、毎秒一二・二八八メガビットとする。

（多重フレーム行列）

第十一条　別図第四号に示す回路に入力される信号は、多重フレーム（六行二千四十八列の行列（以下「多重フレーム行列」という。）として構成される一二、二八八ビットの符号系列をいう。）の集まりとする。

2　多重フレーム行列の各行に書き込まれる符号系列は、別図第五号に示す回路によって非周期化されたフレーム（三十二行六十四列の行列（以下「フレーム行列」という。）として構成される二、〇四八ビットの符号系列をいう。以下同じ。）とし、行番号順に第一フレームから第六フレームまでの番号を付す。

3　多重フレーム行列の各行への符号の書き込みは、第一列から第二千四十八列まで列番号順に行うものとする。

4　多重フレーム行列からの符号の読み出しは、各列の第一行から順に第六行まで列番号順に行うものとする。

5　多重フレーム行列に書き込まれる各フレームの伝送速度は、毎秒二、〇四八キロビットとする。

6　多重フレーム行列の同期符号及び制御手順は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

（フレーム行列の構成等）

第十二条　フレーム行列の構成及び制御手順、音声信号の送出手順並びにデータパケット（データの伝送のための符号系列及びその種類の識別のための符号系列の組をいう。）の送出手順は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

2　疑似乱数符号重畳方式（標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十八号）第二十一条第一項第二号に規定する疑似乱数符号重畳方式をいう。）による音声信号のスクランブル（標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式第二十一条第一項第一号に規定するスクランブルをいう。以下同じ。）の手順、疑似乱数符号系列の生成方法、スクランブルに関するタイミング並びに関連情報（標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式第二十一条第一項第三号に規定する関連情報をいう。）の構成及び送出手順は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

（準用規定）

第十三条　標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式第十八条第二項及び第三項、第十九条第一項から第三項まで、第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項（第一号を除く。）の規定は、衛星基幹放送局を用いて行う超短波放送について準用する。

2　超短波データ多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十号）第三条から第五条までの規定は、衛星基幹放送局を用いて行う超短波放送の補完放送について準用する。

第四章　雑則

（地上基幹放送試験局等に適用する規定）

第十四条　超短波放送を行うための地上基幹放送試験局、衛星基幹放送局（内外放送を行うためのものに限る。）及び衛星基幹放送試験局の送信の方式のうちこの省令の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものについては、この省令の規定によらないことができる。

（緊急警報信号に適用する規定）

第十五条　超短波放送により緊急警報信号を送る場合は、緊急警報信号を音声信号とみなし、この省令の音声信号に関する規定（第五条第一項及びスクランブルに係る音声信号に関する規定を除く。）を適用する。

附　則

（施行期日）

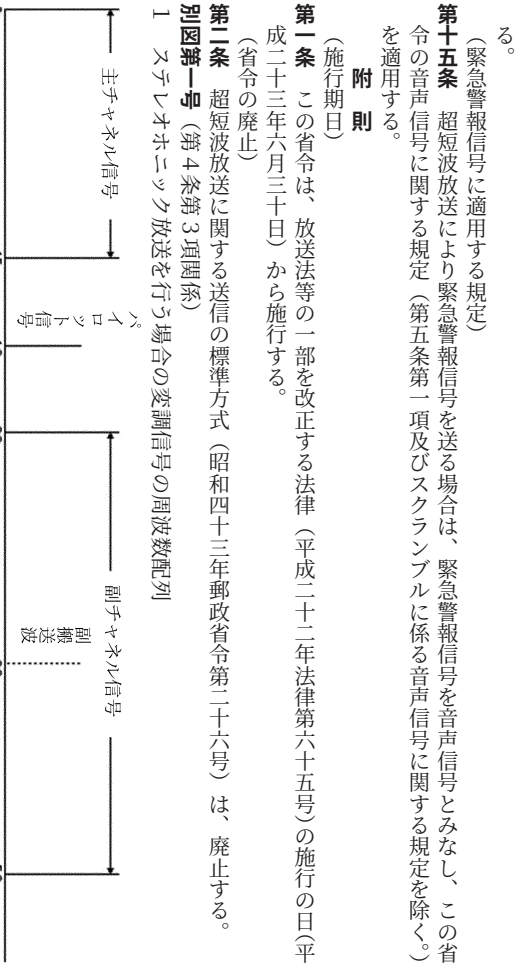
第一条　この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

（省令の廃止）

第二条　超短波放送に関する送信の標準方式（昭和四十三年郵政省令第二十六号）は、廃止する。

別図第一号（第4条第3項関係）

1　ステレオホニック放送を行う場合の変調信号の周波数配列



2　ステレオホニック放送を行う場合の変調信号の方程式

$$A = M + S + P$$
$$M = L + R$$